

中小企業金融行政に見る日英の産業・企業文化

－ハイブリッド・システム構築の意義－

Komatsu Research & Advisory代表

小松 啓一郎

要 旨

日本では1990年代初頭の「バブル経済」の崩壊以来「失われた10年」という言葉が使われて久しく、一部では「失われた20年」という声まで聞かれる程の長期低迷感が漂っている。さらに、2011年の東日本大震災では東北地方を中心に農林水産業や製造業の一部に大打撃を蒙り、その復興が緊急課題となっている。このような状況下、従来の「ものづくり日本」のさらなるサービス産業化シフトの必要性に目を向けるべきだとの声も聞かれる。

他方、年間ベースで見れば、1992年から十数年間にもわたる持続的経済成長を達成してきた英国でも、2008年のリーマン危機で直接的な打撃を受ける結果になり、1929年の世界恐慌を上回る不況長期化から脱却できずにいる。同国では、むしろ行き過ぎたサービス産業化が国民経済の構造的脆弱さの一因になっているとの認識から、バランスの取れた産業構造への転換を目指し「製造業の復活」が政策課題になっている。

同じくリーマン危機で低迷に陥った米国経済も、2012年11月の大統領選に向けて好転の兆しは見られたものの、依然、財政赤字問題が深刻な情勢に留まっている等、抜本的な改善には至っていない。格差反対デモ頻発等の社会的不安定化が懸念される。ユーロ圏内では財政危機に端を発する経済危機の構造的要因が深刻であり、長期的な危機脱出への「出口」が見えていない。他方、途上国では急成長で注目されるBRICs諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国）が従来の先進国型経済とは少し異なる成長構造も見せてきたが、政治的安定度の問題等も絡んで今後の持続的成長の可能性については疑問の声も聞かれるようになってきた。海外では目下、歴史転換点を迎えて「想定外」がノーマル化するという認識から「ニュー・ノーマル」という言葉も聞かれる。

効率化一点張りで偏りがちになった各国の産業構造の抜本的バランス回復が重要とされつつあるのも、この「ニュー・ノーマル」の最たる社会現象と認識する必要がある。現在、そのバランス回復を支えるべき中小企業への効果的な金融支援策や、起業家の新規事業立ち上げ資金の供給強化策が最優先課題となっており、それぞれの経済問題に直面する日英両国の中小企業向け金融システムの長所・短所の比較を通じて、今後の中小企業向け金融制度を検討することは意義深い（あるいは絶好の機会である）と考える。

本稿はこのテーマに関し、英国に在住する筆者の現場的な視点から見た観察や将来への提案を主旨とするものであり、まず日英両国の現在までの中小企業向け金融制度の発展経緯や現行制度の特性等について比較してみた。その上で、両システムの長所を集めたハイブリッド型の金融システム創設についても提案したい。その種のハイブリッド・システムが他の国々への「サービス輸出」として競争力を有し得るならば、それもまた両国の収支に貢献するという発想も持つ必要がある。

1 はじめに

本稿は日英両国の中小企業向け金融の事情・実態を観察し、英国に在住する筆者の現場的な視点から将来への提案も視野に入れて執筆した論考であり、まず両国それぞれの現在に至る経緯や現行制度の特性等について比べてみた。

両国に共通しているのは、あの1929年の世界恐慌という大きな痛み直面した際、中小企業向け金融制度の弱点をそれなりに再認識せざるを得なくなったことであり、両国共にその後の情勢変化に逐次対応しつつ、現在の在り方にまで行き着いていることである。しかし、英国の置かれた国際環境や社会的・文化的な価値観までが日本と同じというわけではないため、英国型のシステムと日本型のシステムにはそれぞれ異なる長所や短所が見出される。それはまた、金融システムの面のみならず、金融機関の顧客 (clients) としての企業側の経営の在り方や価値観の相違とも関連している。

このような状況下、特に2008年9月15日に米大手証券会社リーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers) が破綻して本格化した金融危機 (以下、リーマン危機) 以降、英国経済が蒙ってきた打撃は同時期の日本以上に深刻であり、現在もなお、危機脱却への出口がきちんと見えているかどうか疑わしい情勢とされる。同じくリーマン危機をきっかけに真っ先に深刻化したアイスランド危機でも英国は主要投資国として事実上「踏み倒された」状況にあり、それに続くドバイ危機でも英国が主要投資国の一つとして大打撃を受けた。これらに続くユーロ危機深刻化によって、それまでは「比較的安全」と考えられてきた国債等の信用にも大きな傷が付き、いわゆる「ソブリン危機」に至ったが、ユーロ危機の深まりに密接に絡まるギリシャ危機でも同国は英国の大きな投資先であっ

た。このため、英国の財政危機・経済危機は、周辺通貨危機・経済危機とグローバルな形で連関しており、もはや一国だけの問題ではなくなっている。

他方、1990年代初頭からの「不動産・株式バブル崩壊」の結果として、一般的に保守的 (慎重) な経営方針を維持してきた日本産業界としては、むしろ、そのリーマン危機による打撃以上に、2011年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震・大津波・福島原発事故による大打撃からの効果的な回復が緊急課題となっている。日本の国民経済の規模はなおも巨大であるため、その苦境が長引けば、これも一国だけの問題ではなくなり、国際経済全体に計り知れないダメージを及ぼす。にもかかわらず、英国在住の筆者の目には、残念ながら日本の震災による被害の深刻さが必ずしも国際社会で的確に理解されていないように見える。その危機意識の面では内外にかなりの温度差が認められると言っている。しかし、それでも日本の経済的苦境からの脱出が国際社会にとって重要である事実が変わりは無い。

いずれにせよ、日英両国の経済回復は国際社会全体にとって重要である。本論考では、そのための提案として、日英両国の中小企業向け金融システムに内在する長所を組み合わせ、短所を少しでも打ち消していくハイブリッド型システム構築への模索の意義についても触れてみたい。なお、本論考の着想は筆者が代表を務める在英Komatsu Research & Advisory (KRA) 内の研究チームでブレーン・ストーミングを試みて生まれたものである。特に、関連機関へのインタビュー、関連調査や最新資料の収集・作成等については井上貴子・上席研究員による調査・協力によるところが大きい。また、同上席研究員の指導下、濱美恵子・調査員、デイビッド・シェーファー (David Schaefer) 企画主任による協力も大きいことを付記しておきたい。

調査の過程において適宜実施した政府・関連機関へのインタビューの際、個人名の公表許可を得ていないケースもあるため、本論考では個人名を表示せず、組織・団体名とインタビュー実施日のみを出所として脚注に記すに留めた。

2 問題提起

本論考の主旨との関連では、まず日英両国が置かれている国際環境について現状認識を簡単にまとめておくことが重要である。

(1) 日本の現状

東北地方太平洋沖地震の発生とそれに続く大津波、福島第一原子力発電所の事故という「三重苦」に直面した日本では、近年に類を見ない人的被害と経済的被害に遭遇し、その復興への道のりの困難さを前に産業界の復興努力の方向性が問われると共に、改めて国家や地方公共団体等による公的な支援策の在り方が問われている。

また、長期的な傾向としては1990年代初頭の「バブル経済」崩壊後、それなりに経済のアップ・ダウンも見られたのは事実であるが、限りなくゼロに近い低金利の長期化やデフレの長期化等がかつての高度成長やそれに続く安定成長の時代とは異なる「長期低迷期」に入って久しいとの閉塞感を払拭できていない。日本では他の先進国以上のスピードで進む少子高齢化問題が強く意識されるようになった中、国際市場では1990年代半ばからIT産業を含む新しい先端産業分野が興隆し、グローバル経済化が進んでいる。このため、日本の中小企業の間でもまた海外進出の必要性を実感しているケースが急増している。

それに加え、2009年9月に発足した民主党政権下では、特に2011年頃から主に自動車産業等の製造業・輸出業界の声として、日本の高い法人税率、貿易規制（自由貿易協定への対応が韓国等に比し

て遅れている）や、労働規制（製造業分野での派遣労働禁止等の「過剰な雇用規制」の問題）、環境規制（温室効果ガス規制等による規制の強化）、後述の電力供給不安問題等を輸出競争力低下の要因として指摘する声も強まった。折からの「超円高」の問題も含めて「六重苦」という新造語も現れた他、尖閣諸島の地位を巡って日中両国間で緊張が高まった2012年9月の「反日暴動」に際しては、中国に進出中の日系企業に被害が出たため、「中国リスク」を加えた「七重苦への懸念」という指摘まで聞かれたほどであった。

もちろん、これらの諸点に関しては、特に自由貿易協定を一気に進めてきた韓国で大統領選（2012年12月）等の機会に「急激な格差拡大」問題（極めて少数の大企業グループによる「一人勝ち」が進む傍らで国民経済全体の脆弱さが大きく進行していることへの再認識）がクローズ・アップされるようになったことその他、東日本大震災で大きな打撃を蒙った第一次産業（農業、林業、水産業）の復興支援問題、日本の国家財政赤字問題、国際的な環境基準を巡る先進国と開発途上国の軋轢等々の課題も指摘されており、難しい課題だと言っている。

他方、東北地方を中心にダメージの大きかった「三重苦」を巡っては、あれだけ大規模な自然災害であったにもかかわらず、その直後にはかえって円高が一気に進むという異常経済現象も起こった。これは日本の輸出産業の競争力をさらに削ぐだけでなく、たとえ国内市場を主要ターゲットにしてきた中小企業であっても、海外の低廉な労働コスト等を求めて生産ラインの国外移転の動きを加速せざるを得ないとの認識に繋がる結果となる。ただし、安倍晋三総裁下で自由民主党（以下、「自民党」）政権が復活することになった前後（2012年11月～同12月）からは円の為替レートが急速に下がり始めた。このため、今後の経済情勢によっては「六重苦」や「七重苦」の議論にそれ

なりに変化が生じる可能性もある。少なくとも、2012年末現在の円レート水準は日本産業界にとって対応可能な範囲に留まっているとも見られ、「円安問題」として騒がれるような社会情勢にはなっていないが、「円高」であれ、「円安」であれ、変動幅が急激過ぎれば問題となる。

一方、原発事故による被害は、国民の間に放射能汚染への恐怖心や原発の在り方そのものへの反発を抱かせることになり、翌2012年の5月には、一時期、全ての原発の運転停止という状況に至った。過去の原発運営が日本の高度技術への過信から「安全神話」に流されてしまい、関連企業の安全対策や政府の危機管理等に問題があったのは誰の目にも明らかな事実と言うほかなく、国民的不信感を払拭するのも容易ではない。

反面、将来の国民経済の発展に欠かせない電力供給不足への懸念も真剣に考えなければならない。周知のとおり、かつて主力の座にあった火力発電は地球温暖化の原因の一つとされる二酸化炭素の排出問題等から原発エネルギーにシフトする方向にあった。また、いわゆる新エネルギーの研究・開発も重要ではあるが、それが国内の電力供給の約3割も占めていた原発の代替となり得るレベルに達するのは、未だ遠い将来のことである。そのため、当面は火力発電の再稼働を急ぐ方針も止むを得ない。しかし、既に休眠状態にあった火力発電施設の再稼働にも技術的な問題や安全性への懸念が残る。原発の「安全性への不信」と「継続の必要性」を巡って国論が割れ、今後のエネルギー戦略の迷走を余儀なくされている。

さらに、国家の財政難から増税方針も打ち出される結果になったため、景気浮揚策の具体化も今後の課題である。このような状況下、日本経済の

いわゆる「三重苦」や「六重苦」等の問題に対応するため、各地の中小企業の多くもまた海外に進出せざるを得なくなっている。

(2) 英国の関心事

他方、英国や欧州大陸諸国での「大震災」のイメージは、日本国内に比べ、既に「遠いもの」となりつつある。英国の報道を見ても、震災直後こそ「大津波・原発事故のニュース」で一色のように見えていたが、これは数週間ではほぼ「終了」した観があり、その後はイランの核兵器開発疑惑やリビア内戦とそれに続くシリア内戦の推移等のニュースが圧倒してきた。そもそも、2010年12月中旬以降のチュニジア騒乱を契機とする「アラブの春」に関しては、1990年代初頭の米ソ冷戦終結当時の旧東欧諸国の「民主化運動」と重ねて見ることで囃し立ててきた向きもあったが、その後のエジプト等に見られる「イスラム化」への動きを見て深刻な懸念を抱く声が増えている(筆者記事、朝日新聞¹)。「アラブの春の迷走」にしても、イラン情勢、シリア情勢、イスラエル・パレスチナ情勢にしても、欧米諸国では安全保障という生活やビジネスの基盤まで揺るがしかねない懸念事項である。

それだけに、遥かな「極東」(Far East)の地で起こった震災にまで関心を寄せる声は「収束」している。ただし、放射能汚染問題については敏感なところがあり、日本の大震災関連で時折、話題に出るが、依然「極東」へのきちんとした関心や知識に欠けるケースもあり、事実関係に理解が無いまま風評被害の拡散に繋がりがかねない危うさがある。

また、経済面では何と言っても欧州統一通貨

¹ チュニジアに続いてエジプト、リビア等で次々に起こり始めた「アラブの春」の背景要因に関しては、「欧米型民主主義支持派」の行動以上にそれを煽ったイスラム原理主義派の工作が大きい。このことについては「後で分かった事実」として受け止められがちであるが、実際には一連のデモ開始から間もなくの時点で国際社会の一部の治安当局者や専門情報筋が掴んでいた。当時(2011年初春)の筆者記事を参照。朝日新聞、「ネットでデモ拡大、標準化」(2011年3月1日付)。

ユーロの危機と英ポンド通貨（以下、ポンド）の防衛が大きな課題となっている。当面、ユーロ圏経済の混迷は明確な「出口」が見えないまま推移していくとの見方も根強いが、そのユーロ圏に属していない英国では、自由民主党（Lib Dems = the Liberal Democrats）と連立政権を組んでいる保守党の内部で、さらに「欧州連合からの離脱」まで求める「欧州懐疑派」の声が勢いを得ている。このため、個別政策レベルでも「親欧州派」とされるLib Demsとの協調関係の維持が困難さを増している。そもそも、英国という独立主権国家が欧州連合の加盟国として、どの程度まで独自の政策的意思決定権限を放棄していくべきかという問題は、国家の根幹にかかわる重大事だと言っている。また、それは国民一人ひとりのアイデンティティーの問題とも直結しているため、英国人にとっては非常に重大な課題である。

他方、スコットランド独立の是非を問う住民投票の実施も2014年に予定されており、その結果については予断を許さない。英国内には、スコットランド以外にも北アイルランド、ウェールズ、マン島、ジャージー島等に象徴される独自文化圏の各々に潜在的な「独立問題」が残っており、スコットランドの今後の情勢推移はこれら各文化圏に影響を及ぼすと考えられるだけに、これもまた国家の根幹や国民のアイデンティティーの問題に直結している。さらに、欧州連合内には類似の課題に直面するスペインやベルギー等の国々もある。

既述の北アイルランド問題に関しては、2011年頃からテロ、暴動等による騒乱がまたぞろ増え始め、明治元年（1868年）に最初の爆弾事件が起こってから延々と続いてきた紛争の解決がいかに難しいかをまざまざと見せつけている。

また、日本では特に民主党政権時代に入ってから尖閣諸島、竹島、北方領土問題を巡って中国、韓国、ロシアとの関係緊迫化が注目を浴びるようになったが、英国の抱える領土問題の一つとして

広く知られているのは、英領フォークランド問題である。特に、レオポルド・ガルチェリ（Leopoldo Fortunato Galtieri Castelli）大統領が継いだ軍事政権下のアルゼンチン軍が1982年に占領したフォークランド問題を巡っては、当時のマーガレット・サッチャー（Margaret Thatcher）政権が当初の外交的解決努力に失敗し、軍事的奪還作戦に踏み切ったことで多数の両軍将兵の犠牲を出した。その結果、英国側が国際社会に対し「実効支配」を示すことに成功して決着したはずだったが、その30年後に当たる2012年にはアルゼンチンのクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル（Cristina Fernández de Kirchner）現政権が再び「領有権」を主張し始め、「領土」や「主権」等の問題を巡る内外の紛争の長期的解決がいかに困難であるかを示している。

このような状況下、「遠い東アジア」と言えば中国関連の報道が目立つようになり、日本への関心は急速に薄れているように見える。欧米諸国では、一部の日本関係者や何らかの専門家は別としても、中小企業分野を含む一般産業界にはその後「大震災」について話題になる機会は多くなく、地理的にも時間的にも日本は「遠い」。

(3) 「ニュー・ノーマル」の時代

他方、欧米諸国とは異なり、日本国内では逆に「アラブの春」やイランの核兵器疑惑、シリア内戦、イスラエル・パレスチナ紛争、エジプトのイスラム化傾向等々の中東情勢はどうしても「遠いもの」である。また、円・米ドル相場推移への関心に比べ、ユーロ危機への関心も低い。

しかし、双方の認識に温度差があるにしても、実際にはグローバル化が著しく進んでいる現代社会では、大震災以降の日本経済動向が欧米諸国にも大きく影響するのは論を俟たない。また、GDPの総体規模や総人口で米ドル圏を上回るようになってきたユーロ圏の危機がさらに深刻化すれ

ば、国際社会の一員である日本の経済にも大きな影響が出る。さらに、原発がほとんど停止している日本では、火力発電の燃料となるべき原油・天然ガスの大生産地帯である中東地域に大きな騒乱が起これば、それも直ちに日本経済に大きな影響を及ぼす。

特に2011年暮れ頃からは欧米諸国がイランの「核兵器開発疑惑」を巡って対テヘラン経済制裁のさらなる強化策を逐次、打ち出し始め、日本側の協力も強く求めてきたことから事態はさらに深刻化している。2012年にはイラン産原油の輸入減少となったため、火力発電用に原油や天然ガス液(NGL=natural gas liquids)をそのままボイラー燃料として使用できる「生だき」に適したインドネシア産等の東南アジア産、アフリカ産の輸入が急増し、中東依存度自体は若干低下した。しかし、それでも中東依存度は8割を超えているため、その水準から考えれば、中東の混乱が日本にとって大問題となることに変わりはない。

仮に「敵対勢力の核開発施設への攻撃の必要性」を唱えるイスラエルとイランが軍事衝突に至れば、イラン側によるホルムズ海峡の「封鎖」を懸念するよりも、むしろ海峡そのものが「戦場」になってしまう可能性が非常に高い。そのため、これは埋蔵量がサウジアラビアに匹敵するとまで言われる地下資源大国イランの原油等の問題だけでなく、ホルムズ海峡の内側で生産されるアラブ諸国産出の原油・天然ガスの輸送にも大きな障害が発生する。海上輸送の代わりに陸上のパイプラインや車両で輸送する手段もあるが、コストの問題や政情面・安全保障面での不安が市場でのエネルギー価格高騰を確実に誘発する。

仮に、日本で原発に続いて火力発電も思うように運営できなくなれば、国内の産業と市民生活を支えるエネルギー問題がいよいよ深刻化する。火

力発電に占める石油火力発電のウェイトは低くなってきているものの、紛争の拡大・深刻化で原油価格が高騰すれば、天然ガス等の価格も上昇をすると見ざるを得ず、全国的な危機が発生する。国際エネルギー市場にこれだけ重大な影響を及ぼす大資源地帯での本格的紛争の発生に向けた危機管理対策としては、その終結・正常化までに一定の期間を要するとの想定に立った備蓄努力も行われているが、イラクやアフガニスタンの事例を見ても分かるとおり、この種の紛争に「終結」や「復興」の段階がやって来るとは限らない。

「特定の終戦日」が到来した第二次世界大戦当時(1945年終結)や湾岸戦争当時(1991年終結)のケースとは異なり、「ある一定の期間」で終結する戦争と言うよりも、半永久的な泥沼化の様相を呈する紛争も増えている。実際、対イラン関係の緊迫化に懸念を示す米ホワイト・ハウスの高官も筆者のインタビューに答え、「米国中枢同時多発テロ」の発生(2001年9月11日)後にブッシュ・ジュニア(George W. Bush)前政権が開始した「対テロ戦争」の教訓について、「開戦こそ簡単だが、終戦は非常に難しい」(It is easy to start a war, but it is very hard to end a war)²と語っている。

いずれにせよ、日本国内では1990年代初頭の「バブル経済」の崩壊をきっかけとする長期的経済低迷の印象が強く残っているものの、国際社会ではむしろリーマン危機発生後に政治・経済情勢が不安定化を増していると言っている。

そのような状況下、第二次世界大戦後のいわゆる「ブレトン・ウッズ体制」と米国中心の一極体制の「揺らぎ」、あるいは「第三勢力」による一極体制への「チャレンジ」が指摘されるようになってきている。1945年に発効したブレトン・ウッズ協定は、金と米ドルの交換を保証し、その米ドルと各国通貨の交換比率を固定することで為替安定

² 2012年11月23日実施。

化を図り、その体制下で国際経済の発展を目指すものであった。その協定に基づくブレトン・ウッズ体制そのものは、1971年の金・米ドル交換停止と1973年の為替変動相場制移行で事実上「崩壊した」とされるが、同協定下で設立された国際通貨基金（IMF）と世界銀行は現在も機能している。他方、米ソ両陣営が対立していた冷戦当時の二極体制は、1990年代初頭のソ連崩壊で終結し、米国を唯一の超大国と見做す一極体制に移った。

とは言え、リーマン危機発生後には、現行のIMF体制さえも見直すべきだとの議論が聞かれるようになった。そのような議論の出現自体も、米国中心の一極体制の揺らぎの現れと見ることもできる。実際、国際社会は一極体制から「多極化」あるいは「無極化」に向かっているとの見方も各方面で聞かれるようになってきている。

言うまでも無く、「超大国」としての米国の国力が予測可能な未来に「小国」に転落するようなことは考えられない。しかし、国際社会の構造や米国の役割そのものは常に変化していく。かつて、1990年代後半の日本で「グローバル・スタンダード」（実際には和製英語）と言えば、実質的に「欧米基準」を意味していた。しかし、その後は途上国側でもBRICs諸国が著しい経済成長路線に乗り、欧米先進国が築いてきた国際取引ルールとはかなり異なった価値観で動く中国のような「大市場」も出現した。イランや親イラン陣営もまた自己主張を強めている。欧米先進国の国際的地位が相対的に低下しつつあることもまた疑い得ない。

国際社会が「ニュー・ノーマル」の時代に向けて「大転換点」に立っているとされる現在、先進国側は国際社会の安定化に責任を持つ立場から、一刻も早く「次の国際体制」に対応できるシステムの構築に乗り出す必要がある。その意味では、国際市場で重要な機能を果たすシティーの所在地、英国の構造的な経済立て直しもまた、同国のためだけではなく、日本も含む国際社会全体の

ために急務だと言える。

英国のシティーの影響度を端的に示唆する一例として、「ライボー」（LIBOR=London Inter-Bank Offered Rate）の問題について簡単に触れておきたい。ライボーとはロンドン銀行間取引金利のことであり、各有力銀行から報告されるレートを英国銀行協会（BBA=British Bankers' Association）が集計し、毎営業日に発表している。これは短期金利決定の指標とされており、国際金融市場では資金調達コストの基準として使われている。ところが、一部の有力銀行がその報告レートを低めに操作していたとのスキャンダルが問題化しており、国際金融市場への甚大な影響が懸念される。このように、英国経済の規模そのものは米国経済のように巨大ではないが、国際金融市場の構造上、英国の果たしている機能は重要である。これまでサービス産業への構造的シフトが著しく進んできた英国では、既述のとおり、特にリーマン危機発生後に経済回復へのキー・ファクターとして、産業構造の抜本的なバランス回復を目指すようになり、「製造業の復活」が喫緊の課題となっている。そして、それを実現するためには、中小企業の振興が重要な鍵となる。結局、英国では製造業分野を含めてバランスの取れた中小企業の振興策がその経済回復へのキー・ファクターとなるだけに中小企業向け金融支援の充実も非常に重要な課題となっている。

他方、2012年7月31日に閣議決定された『日本再生戦略』の中でも、非常に興味深い考え方が含まれている。そこでは、GDPベースで見る日本の経済規模が2010年には「中国に抜かれて第3位に後退」した上、そもそも「GDPの増大が必ずしも人々の幸福度の向上にはつながってこなかったという指摘も聞かれる」状況となり、さらに東日本大震災の発生で「国民全体が『何が幸せか』を問い直す契機となった」とし、「GDPの増大という『量的成長』のみではなく、『質的成長』も

重視する『経済成長のパラダイム転換』を実現していく」との政策方針を強調している。

そして、その問われるべき「質」の一例として、国際連合の『包括的な豊かさに関する報告書』(2012年6月発表)に触れているが、そこでは「物的資本(機械、建物、インフラ等)、人的資本(人口、教育、技能等)、自然資本(土地、森、化石燃料、鉱物等)から構成される資産の規模を評価しているが、日本は米国に次ぐ第2位であり、1人当たりの規模では米国を上回ってトップ」であると指摘されている。しかも、GDPベースで見ても依然として巨大な日本経済の不振の長期化は、間違い無く国際社会に重大なダメージを及ぼす。

日英両国の経済回復が国際社会にとって重要課題であることに疑問の余地は無い。本論考では、このような問題意識から、日英両国の経済基盤強化への鍵となる中小企業向け金融支援制度について比較・観察し、論点を試論としてまとめてみたい。執筆主旨としてはできるだけ現場観察的な視点を大切にす一方、日英両国の複雑な現状を比較・観察する目的から、それぞれの本来概念について敢えて単純化した説明を試みた箇所もある。

なお、周知のように、日本における中小企業の定義は、中小企業基本法第2条で定められている。これは政府による中小企業政策の範囲を定めるものである。このため、その使用目的によっては個々の法令で異なる範囲の企業が「中小企業」として定義されている。中小企業軽減税率の適用範囲を定める法人税法の定義や、個々の業種の特性に対応した定義も中小企業基本法の定めと同一ではない。本論考では、特に断りの無い限り、中小企業基本法の定義を使用する。

他方、英国における中小企業の定義は、主に「統計目的の定義」、「会計用定義」、「銀行協会定義」、

「EU定義」の4つに分けることができる。また、調査および各種中小企業支援スキームの目的により、必ずしもこれらの定義が使われるわけではない。本論考では、断りのない限り、政府統計上の定義(すなわち「従業員数250人未満の企業」)を使用する。

3 日英の金融システムを巡る特徴

目下、英国の産業振興策の具体的立案等は、英国通商産業省(DTI=Department of Trade and Industry)の後身官庁「ビジネス・イノベーション・技能省」(BIS=Department for Business, Innovation and Skills)が担っているものの、日本や米国の中小企業庁に該当する官庁組織は存在しない。このため、英国の中小企業団体である「小企業連盟」(FSB=Federation of Small Businesses)は「閣議でも発言できる中小企業大臣(Secretary level)」の設置の必要性を訴えている³が、「財政赤字問題の深刻化という流れの中では実現性がほとんど無い」(FSBへのインタビュー⁴)と見られる。また、現在の英国には日本政策金融公庫(政府全額出資、以下「日本公庫」)や商工中金(政府出資約70%の半官半民組織であったが、現在は完全民営化に向けて移行プロセス中、以下「商工中金」)に該当するような政府系の中小企業向け専門金融機関が存在していない。

また、英国では政府が100%保有する政府金融機関や、一部を民間出資で賄う半官半民の政府系金融機関の設立というアイデアに対し、「国家による過度な市場介入を招く懸念がある」(BISインタビュー⁵)として警戒感が強かった。過去に僅かな例外はあったものの、目下、中小企業向け金融支援を目的とする公的金融機関は存在してい

³ Federation of Small Businesses (2012)

⁴ 2012年11月8日実施。

⁵ 2012年11月5日実施。

ない。

このような事情から、日本の研究者の間に「英国には体系だった中小企業政策が無い」との声さえあったと聞かされたこともある。しかし、英国通商産業省内で勤務した筆者の経験では、産業振興策の一環と位置付けられる企業支援策そのものが事実上の中小企業振興策だと考えるのが一般的と言っている。実際、公的な支援策を必要としているのはほとんど中小企業であり、マン・パワーや市場調査能力の面で優れた大企業は、むしろ、そのような公的機関によるサービスを「政府による干渉」のきっかけになりかねないとして嫌う傾向が日本よりも顕著とされる。

他方、英国政府内での勤務経験で痛感させられたのは、政府やその他の公共機関から提供される産業情報等をきっかけにターゲット市場への進出を検討し始める中小企業が現れた場合、その企業が直面する資金調達難に対して「情報提供」という機能だけではどうにもならないケースが多いことである。例えば、英国企業による日本進出の拡大を目的に「対日貿易・投資の魅力」について精力的に「情報提供」を試みても、その情報を参考利用して動こうとする企業への金融支援の手段が無ければ何も始まらないケースが目立ち、貿易・投資促進キャンペーンの成果に限界が感じられる。

政策面でのそのような支援体制の下、金融システム面での特徴をまとめてみれば、一般的には大体、次のようなことが言える。

- ・日本では、中小企業の立ち上げ段階から世界的な大企業に成長するまでの一つひとつのステップにその段階・規模に特化した専門金融機関が存在している。
- ・それらは、官民両タイプの金融機関として、高度な法的整備の進んだ総合的な金融システム下で存在し、相互補完関係の構築を通して有機的な繋がり機能するのを目標としている。

- ・これに対し、英国では目下、政府系金融機関が存在せず、純民間ベースの金融機関のみが存在している。
- ・それらの金融機関は、マイクロ・ファイナンス等の小規模融資と、大企業を対象とする大規模融資の二つに両極分離する傾向を顕著に見せている。
- ・その結果、英国では中間規模の融資が不足しているのが問題視されている（いわゆる「マクミラン・ギャップ」と呼ばれるもので詳細は後述）。

(1) 日本の工夫

このような日英両国の特性のルーツを歴史的に見れば、1929年に発生した世界恐慌（The Great Depression）の影響まで振り返ってみる必要がある。例えば、日本では世界恐慌という歴史的苦難を経た金融面での工夫の一例として商工中金がある。

商工中金の始まりは「組織金融」という特殊な仕組みの構築・拡大を前提としているが、その発想は世界恐慌の経験に端を発している。この政府系金融機関の重要な特色の一つとして考えられるのは、それがもともと民間のニーズに対応すべく、民間側によって設立された点である。つまり、世界恐慌で始まった未曾有の経済危機の中、大手よりも企業体力の劣る中小企業側がその資金調達上の弱点を補うため、「規模の利益＝スケール・メリット」の獲得を目指して連携し、企業組合を創設・拡大しようとしたのがきっかけとなった経緯がある。今日、「事業協同組合」や「商工組合」等と呼ばれる各種の産業組合組織は、個々の中小企業の経営上の独立性を保ちつつ、「規模の利益」も享受するために組織された「メンバーシップ制のクラブ」のような存在でもある。その考え方を分かり易くまとめれば、大体、次のとおり。

- ・各種の企業組合という形態の「クラブ」の設立・

運営目的の一つは、それら「クラブ」の「規模の利益」を強化することで、銀行等の金融機関から「クラブ」への融資を促進する。

- ・その融資された資金を当該企業組合から個々の「クラブ・メンバー」たる中小企業（当該企業組合の「構成員」）にさらに融資する。
- ・その意味では、資金調達面での組合設立目的は間接的な貸出形態を目指すものであった。

しかし、それでも世界恐慌で始まった大不況の長期化では、一般金融機関からの融資獲得が困難であった。そこで、当時の中小企業の間ではこの種の企業組合への融資を専門とする自前の金融機関創設の必要性が認識されるようになり、商工中金の設立（1936年）に至った。その特性をまとめれば、大体、次のとおり。

- ・商工中金の創設後、国家による中小企業振興策の一貫として、当時の商工省が出資金（一般の資本金に該当）等の面で支援に乗り出し、さらに後になって大蔵省もジョイントで支援に乗り出すことになった。
- ・その後には民営化へ動きも始まったが、数十年にわたる半官半民時代の商工中金の基本的な姿は、出資金の約3割を企業が構成する組合組織からの出資で賄い、貸出金でも約9割を債券発行と預金業務で民間調達していたため、融資対象先も出資中の企業組合とその構成員に限られていた。
- ・また、企業組合経由の融資のみならず、構成員への直接融資（構成員貸）も実行されてきたが、組合経由の間接的な融資（組合貸）との「直間比率」を見れば、産業成熟度の高い都市部になればなるほど直接的な融資の比率が高まる傾向にあった。
- ・これは、経済の「立ち上げ段階」から「離陸段階」までは特に組合貸の仕組みが効果的であることの証とも解釈できるが、その反面、「成熟

段階」では企業への直接的な融資の効果が高まるとも解釈できる。

ただし、その後の商工中金の在り方についても若干の補足説明が必要となる。そもそも、一般論として、第二次世界大戦終結前に政策金融機関として設立・存在していた庶民金庫（主要業務：個人事業者への小口事業資金融資）や外資金庫（設立目的：在外資金の調達・運用）等の各種「金庫」の特色は、官民両セクターからの出資で設立された機関だった点であり、戦後になってからは、政府全額出資の政策金融機関として北海道東北開発公庫や沖縄振興開発金融公庫等の各種「公庫」が専門的任務を担って設立・機能してきたという歴史的経緯もある。

民主党政権発足（2009年9月）前の自民政権時代に当たる2008年10月、それまで旧商工組合中央金庫法下の特殊法人として存在してきた商工中金が株式会社商工組合中央金庫法に基づく特殊会社に移行したため、政策金融機関としての「最後の金庫」が廃止されたともされるが、その直前には既に国際市場で深刻なリーマン危機が発生していた。他方、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫も同じ2008年10月に日本公庫として統合され、2012年末現在では特殊法人として残っている「公庫」が沖縄振興開発金融公庫のみとなっている。

このような状況下、商工中金は政府保有株式の段階的売却を進めることになり、その完全売却後には株式会社商工組合中央金庫法から会社法に基づく一般の株式会社に移行する「完全民営化」に向けて改組や債券発行停止等の段階的民営化プロセスを進めてきた。しかし、リーマン危機の実例に見るまでも無く、大不況・大災害の発生時には政策金融機関の在り方が再評価されるという社会的傾向もあり、2009年6月の改正法では政府関与の在り方を巡る再検討まで含めて当初計画の見直

しとなった。実際には、2006年夏の時点でも、2008年9月からのリーマン危機後の推移に象徴されるような国際経済危機の「近い将来」の到来懸念は明白に予測できた（例えば拙著『複眼思考：忍び寄る国際経済危機』を参照⁶）。それだけに、2009年の改正法までの経緯はある面で残念なことだったとも言える。

ただし、本論考の課題という観点に立てば、「日本には世界恐慌を経た金融面での工夫の実例として商工中金もある（あった）」という事実が重要なものであり、その民営化を巡って紆余曲折する最近数年間の変遷について論じるのが主旨ではない。ここでは、あくまでも「完全民営化」プロセスの開始以前に長期的に機能していた特徴点について観察・分析するのが主旨である。

(2) 英国産業界の中規模資金不足

他方、英国内で「マクミラン・ギャップ」として現在も頻繁に語られる資金調達難の問題とは、やはり1929年の世界恐慌直後の1930年代前半に認識されるようになった課題の一つである。これは、当時の英国政府が経済学者ケインズ（John Maynard Keynes）等を含めて設置した通称「マクミラン委員会」（Committee on Finance and Industry）の指摘に因んだ「中間規模の融資不足問題」のことである。特に2008年9月15日のリーマン危機発生以降、景気回復への見通しが一向に立たない英国内では政治問題化の兆しまで見せている。

ただし、その不足する「ギャップ」の具体的なレンジ（融資規模の範囲）に関しては、「200万～

1,000万ポンド」（2億5,000万円強～12億6,000万円強に相当、2012年平均レートで換算⁷）というローランズ報告（Rowlands Review = Provision of Growth Capital to UK SMEs, 2009⁸）の数字もあれば、さらに小規模なレンジを挙げる見解も聞かれる状況であり、必ずしも議論が固まっているわけではない。また、同報告で言及される「マクミラン・ギャップ」にしても、「中間規模の融資が不足しがち」という産業構造的な課題が認められるということであって、必ずしも「中小企業向け融資」のみに限られた問題というわけではない。そのため、この「ギャップ」の存在にも典型的に見られる融資システムの欠陥を広義に捉え、英国における「中小企業の資金不足問題」として認識するのが正しいと断言している。

また、後述のとおり、本論考では英国におけるメガ・バンクの競争相手と見做される金融機関についてもリスト・アップしてみた（表－1）が、事実上は同国内の口座数の85%前後が五大メガ・バンクによって占められており（図－1）、この分野での顧客サービスが著しい寡占状態となっている。そのため、中小企業向け融資に消極的なメガ・バンクの経営方針は産業界全体に大きな影響を及ぼしており、どうしても偏った状況から脱するのが難しい。

4 日英の金融支援策とその考え方

(1) 最近の英国の金融支援策について

このような状況を踏まえ、デイビッド・キャメ

⁶ 小松（2006）

⁷ 126.49円／英ポンド（2012年平均）oanda.com（<http://www.oanda.com/lang/ja/currency/historical-rates/>）

ここでは読者の便宜に供するため、凡その円換算規模を示してみた（以下、同様）。ただし、2012年の円の対ポンド為替レートは、1ポンド当たりで110円台後半～130円台後半という非常に幅の大きなレンジで動いていた。しかし、特に安倍晋三政権復活の前後に当たる同年11月頃から始まった「円安」への動きが急であったため、同年末（12月31日）のレートを換算根拠に使用してみても必ずしも「代表的」な数字になるとは言い難い。したがって、本論考では敢えて2012年の平均レートを換算本拠に使用して説明することとした。

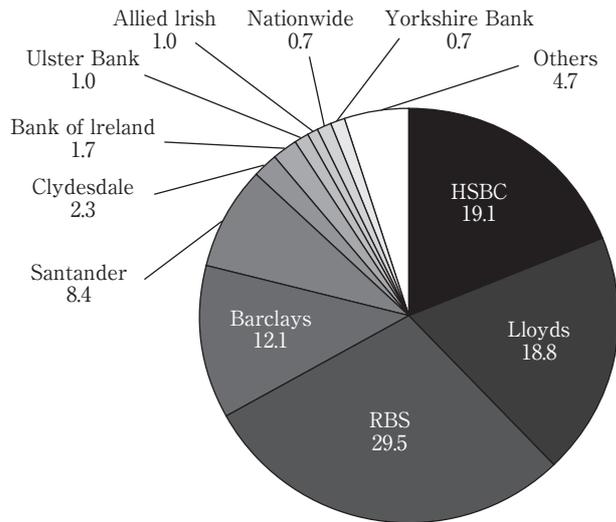
⁸ Department for Business, Innovation and Skills（2009）

表-1 英国におけるメガ・バンク以外の資金調達先

「チャレンジャー」銀行 Co-operative Bank Metro Aldermore Virgin Money Handelsbanken、等
ノンバンク金融の例 Community development finance institutions (CDFI) B2B credit / Accounts receivable finance (factoring, invoice discounting) P2P lending Asset-backed finance / leasing Debt bonds Mezzanine finance Business angels Venture capital (early stage PE) SME public equity markets (AIM)

資料：各種資料を元にKRA作成。

図-1 英国における中小企業のメイン・バンク別シェア (2010年)
(単位：%)



出所：Office of Fair Trading (2010) "Review of barriers to entry, expansion and exit in retail banking", November 2010

ロン (David Cameron) 現連立政権は向こう5年間の企業資金の不足額を試算した上、その資金ショート部分をいかに埋めるかについて対策に苦慮しており、目下、多様なアイデアや試案的なスキームの実施を試みている (表-2)。支援対象として検討されているのも、「デット・ファイナンス」(Debt Finance) と呼ばれる借入、社債発行、私募債発行等による資金調達のみならず、「エクイティ・ファイナンス」(Equity Finance) と呼

ばれる新株、新株予約権、新株予約権付社債等の発行で資本増加となる資金調達まで様々な分野が含まれている。

政府による主要な債務保証としては、ゴードン・ブラウン (Gordon Brown) 前労働党政権時代に始められたBISのEFG (Enterprise Finance Guarantee) や、キャメロン連立政権下の2012年3月に始められた英財務省のNLGS (National Loan Guarantee Scheme) がある。さらに、同年 (2012

表-2 英国における主要な中小企業向け資金繰り支援策

British Business Bank	
	政府£1bn・民間£1bnで総資本£2bn規模。(リテール)融資規模£10bnが目標。 「チャレンジャー銀行」、SCF、などを対象に(大手銀行は対象外)中小企業向けホールセール融資を行う。
Business Angel Co-Investment Fund	
	総額£50mビジネスエンジェル支援ファンド。とくに財政カットの影響大の地域が対象。RGFファンド助成金が原資。 出資額は£100K~£1m。ビジネスエンジェル・ファンドへの出資比率上限49%。
Business Finance Partnership (BFP)	
	2011年11月発表。総額£1.2bnの融資・出資。 ①£1.2bn (Treasury分)を融資基金に投資(官+民)。7機関を選定し、中規模企業向け融資を行う。 ②£100m (BIS分)ノンバンク金融向け 年商£500m以下企業が対象。
Business Growth Fund	
	銀行業界(BBA)のイニシアチブによる£1.5bn規模の中小企業向け融資基金。融資額は£2-10m。
Enterprise Capital Fund (ECF)	
	高成長有望企業を対象とした官民VCファンド。 2006年開始以来、11ファンド・出資総額£344.5m。 一つのファンドへの出資上限£25m。政府の出資比率は3分の2。
Enterprise Finance Guarantee (EFG)	
	信用力(担保・業歴)のない年商£41m(開始当初は£25m)未満の中小企業向けに、融資額£1000~£1m、融資期間3ヵ月~10年で、融資額の75%上限に債務保証。 対象となるのは中小企業向け融資全体の1-2%相当。 45の認定機関を通じて融資。
Funding for Lending Scheme (FLS)	
	実体経済への資金環流・景気浮揚目的で、銀行・ビルディングソサエティに対しBOEから低利資金供給。各行毎に2012年6月末現在の中小企業・個人向け有担保融資額の5%(=£80bn)を上限にBOEから低利で資金供給。金利は年率0.25%。融資額が減少した場合は、段階的に1.25%まで金利が引上げられる。 融資が拡大すると、銀行保有担保と英国財務省証券(Tbill)と交換→流動性高い資産増加→さらに融資額拡大が可能になるという仕組み。 貸出実績に応じBOEからの資金供給額も増額される。 2012年8月から2014年1月までの18ヵ月の時限措置。 HSBC以外の大手行は参加表明。
貸出目標合意(Lending agreements) - FY2010	
	(部分)国有化銀行のRBS、LBSとの合意。RBSが£50bn、LBSが£44bnの新規貸出(グロス)
National Loan Guarantee Scheme (NLGS)	
	2012年3月開始。政府が債務保証提供。 銀行の中小企業向け融資コスト低減が目的。多くの場合、市中金利より最大1ppt低利融資。 対象は年商£50m以下企業。 融資総額£20bn規模。
Project Merlin	
	(1)2011年の企業向け貸出額目標:£190bn(前年比+11%)(うち中小企業が£76bn) (2)賞与制限、高額給与者の詳細公表 (3)"Big Society Bank"への出資コミット£200m 大手4行サイン。サンタンデールは(1)のみサイン。
Seed Enterprise Investment Scheme (SEIS)	
	特定企業の個人投資家に対する所得税優遇措置(50%軽減)。年間投資上限£100,000、累積投資額上限£150,000。 CGタックス・ホリデー(FY2012とFY2013)。 2012年4月開始。
Start Up Loans	
	18-24歳の若い起業家支援。 総額£82.5m(平均融資額£2,500)の融資。 アドバイスなどの付帯サービスも。
UK Export Finance(貿易金融提供機関) www.ukexportfinance.gov.uk	
	貿易金融

資料:各種資料を元にKRA作成。

年) 8月にいわばNLGSの発展型スキームとしてFLS (Funding for Lending Scheme) もスタートした。このFLSは、英中央銀行 (Bank of England) から市中銀行に対し、中小企業および個人向けの担保貸付 (mortgage loans) に目的を限定した資金の供与を図るもの (最長4年間まで) であり、通常よりも低利となっている。このFLSは、2012年8月から18カ月間の時限措置とされており、HSBC以外のメガ・バンク等が参加している。政府としては、既にNLGSを利用している企業側の混乱を避けるべく、FLSと共にNLGSも継続するとしているが、FLSの開始によってNLGSの意義は終わっていくはずだとも説明している。

また、ローランズ報告の内容を意識してBBAが政府側との半官半民スキームとして2011年に立ち上げた投資基金BGF (Business Growth Fund) は、年商1千万~1億ポンド (£10m to £100m、12億6,000万円強~126億4,900万円前後に相当⁹⁾) 規模の中堅企業の中でも、特に今後の伸び率が高いと見込まれる企業を対象とし、当該企業の10~50%の資本参加および取締役会の1議席 (a seat on the board) の獲得と引き換えに、それぞれの対象企業に200万ポンド~1千万ポンド (£2m to £10m、約2億5,300万円弱~12億6,000万円強に相当¹⁰⁾) 規模の投資を実行するとしている。しかし、その後の1年間の実績は限られており、そもそも不足している資金規模のレンジを見誤ったためだとの批判も出ている。

また、ノンバンク金融 (預金や為替業務を行わない金融業者) を含め、多様な資金提供スキームについて論議されており、その一部はこれまでに始動している。日本でも既に紹介されている取引形態や、実際の取引事例が発生しているものもあ

る。語源が「中二階」を意味する「メザニン・ファイナンス」(Mezzanine Finance) は、いわば「融資」と「投資」の中間型の資金供与ともされ、ハイ・リスクと考えられる事業への融資案件に対し実行される。P2P (Peer-to-peer) 融資は、銀行を通さずにインターネット上の仲介等によって企業間、個人間、あるいは企業と個人の間で直接取引する態様である。ビジネス・エンジェル (Business angels) は、起業時やその直後の「高リスク」と思われる事業に投資するものであり、デット・ファイナンスやベンチャー・キャピタルより遥かに小規模な案件向けの個人投資家を組織化したものと言える。

他方、その支援対象規模に関しては、既述のように1件当たりで1千万ポンド (12億6,000万円強に相当¹¹⁾) 規模の投資を想定するケースもあれば、2012年に開始されたBISの青年起業家向けのパイロット・プラン「Start-Up Loans」(対象年齢は18~24歳) のように1件当たりの想定額が2,500ポンド (31万6,000円前後に相当¹²⁾) といった極小規模の融資に至るまで広範囲に議論されている。

(2) 英国の産業政策の考え方と問題点

しかし、それらはスキームごとに別々に論じられており、資金を必要としている企業それぞれの発展段階ごとに適応した手順を踏んで一貫した「離陸コース」に乗れるような総合的な仕組みを構築する発想に欠けている。

また、公的資金の供給対象先を見ても、政府側では目下、特定の産業分野に集中的に資金投入するよりも、広範な分野にそれぞれ振り分けて供給していくことが検討されている。その背景となっ

⁹ 脚注7に同じ。

¹⁰ 脚注7に同じ。

¹¹ 脚注7に同じ。

¹² 脚注7に同じ。

ている考え方は、やはり、政府側が特定分野へのテコ入れを計画的・戦略的に立案し、人為的・集中的にその分野を強化していくという「市場介入」をできるだけ避け、将来の市場動向はあくまでもマーケット・フォース（市場の自然牽引力）に任せるべきだという価値観だと言っている。そして、そのようなマーケット・フォースに任せていく以上、「今後いかなる産業分野が成功していくか、現時点では分からないのだから、できるだけ各分野に万遍なく支援ソースを供給していくしかない」ということになる（BISインタビュー¹³）。つまり、「当たるも八卦、当たらずも八卦」という状態に近い。

もちろん、現在の英国では「優等生重視主義」とも言える特定の先端分野の重点的支援も実施されている。当然、そのような特定分野の重点的支援については大変な議論を通してから実施されたのであった。そこで言う「優等生」とは、生命科学やITの他、英国産業界でも競争力が期待される航空・宇宙産業等々であるが、それらの産業分野が英国の「将来の優等生」として発展する分野に選ばれる判断根拠となったのは、現在の経済状況が「今後も続く」という想定で伸び率を予想した結果である。

しかし、グローバル化がますます進んでいる現在、今後も政治・経済情勢が急変していくのは避けられないとすれば、同じ状況が「今後も続く」と考えるよりも、これら特定産業分野がそれだけの変化を乗り越えて発展していける分野であるかどうか「目利き」の問題となってくる。その視点が欠ければ、現況のみを前提とする「場当たりの」な支援策になりかねない。

また、近年の英国内の政策論争の傾向として、その特定分野の発展が他の大半の産業分野にどのような上昇力を及ぼすかという具体的な波及効果

について目立った論点がなかなか見えない。つまり、既述の諸スキームの立ち上げや「優等生」として認定された分野への重点的支援が国民経済全体にどのような波及効果をもたらすか、どんな有機的補完関係になっていくのか、深く議論する視点がなかなか見当たらない。

その原因はいろいろと考えられるが、筆者が実際に英国通商産業省内で取り組んだ日常業務経験も含めて分析すれば、大体、次のようなことが言える。

英国には、そもそも「英国憲法」という名称のまとまった法文書が存在しておらず、不成文法（慣習法）を国家運営の根本ルールとしている国柄である。中央官庁の「成文法」としての根拠法も存在しない。したがって、官庁の新設・廃止・統合等の手続きもかなり容易であるから、それが頻繁に行われている。また、伝統的な二大政党制下で政権交代も頻繁に行われてきたため、選挙の都度、様々な政策方針が根本的に変更される事態も茶飯事となっている。産業界にも、各官庁の主管大臣が交代するたびに基本政策が変更になると警戒する向きもあり、一貫性・継続性が著しく欠けている。産業振興を目指す諸政策や各種の支援プロジェクトが「場当たりの」になりがちなものも止むを得ない。

残念ながら、これでは対症療法的な産業支援に陥りやすい。限られた公的資金を各分野に「小出し戦術」的に投入してみても、これまでのところ、高い評価を受けたスキームはほとんど見当たらない。

(3) 日英の金融支援の特徴的差異

ここでは、設備資金融資とエクイティ・ファイナンスについて、見てみたい。後述のとおり、日本のシステム下では、「起業」から「大規模ビジ

¹³ 2012年7月20日実施。

ネス」までの企業成長モデルの各ステージに対応して隙間なく金融支援を担当する各種金融機関が存在している。このため、英国で言う「マクミラン・ギャップ」のような「中間規模の資金不足」という産業構造的な問題が常に議論される状況にはない。また、これも後述のとおり、一般企業の「寿命」ないし「平均業歴年数」という概念においても、日本で期待される期間は英国よりも遥かに長い。これらの事情から、日本では「20年間」という長期設備資金の融資も可能であるのに対し、英国では5～7年間の融資でも「超長期的」な資金との印象があり、俗に「忍耐強い資金」(patient capital)とも呼ばれている。つまり、多様な製造業の立ち上げに必要な不可欠な長期設備資金の融資を得意とする日本の総合的な金融制度に比し、英国では「7年以上の長期資金調達への対応は、もはや銀行の仕事ではない」(BBAへのインタビュー¹⁴)と認識されている。

他方、英国では資本参加型のエクイティ・インベストメントがマイクロ・ファイナンス分野と先端的な大規模金融分野で機能的に洗練されている。しかし、日本ではその形態の資金供給が低迷している。資金調達ルートを求める企業側にとっては、エクイティ・インベストメントであれば「返済」の義務が無いため有利である。その意味では、むしろ資金を供給する側にとって、エクイティ・インベストメントがハイ・リスクとなるため、その可否判断にはさらに「目利き」の能力が求められる。英国に比べ、日本では担保、保証人、保険等の多様な手段を通し、貸倒れリスクを限りなく下げる形での融資が圧倒的であり、「目利き」の能力は相対的に伸びていないとも言える。また、日本では特に事業者側が投資家の資本参加となるエクイティ・インベストメントを敬遠してきた面もあると思われる。

(4) 政府系金融機関の存在意義

このような状況下、ここでは特に起業支援と危機対応という問題について触れてみたい。日本型のシステムの中で中小企業向け金融制度の相対的な仕組みを現場的なセンスで見た場合、大体、次のように言うことができる。

ある個人が起業家として「一人事務所」を開業し、その段階から徐々に業容を拡大・発展させようとするならば、言うまでもなく、未だ実績のほとんど無い小規模経営に対して、敢えて小規模な融資に踏み出す金融機関は多くない。もちろん、狭義の「マイクロ・ファイナンス」の場合、その融資案件の絶対額が「数十万円」以下のレベルという極小規模なら、それなりにリスクを取る貸し手も現れる可能性がある。しかし、「数千万円」という規模になれば、その案件が焦げ付いた場合のダメージの大きさ等も勘案し、「リスクが大き過ぎる」と考える金融マンがいても不思議ではない。それが「数億円」という規模になれば、さらに難しくなるのも想像に難くない。

したがって、起業家による新規ビジネスの立ち上げ段階から先に進むため、実績の出るプロジェクトを実行し、安定経営が可能な段階にまで軌道に乗せていこうとしても、純民間ベースの金融機関が自己リスクを取って融資に踏み切るのはなかなか難しい。そのような段階では、政府が100%出資する金融機関や半官半民の政府系金融機関が支援することの意味が出てくる。

また、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東北地方太平洋沖地震・大津波・原発事故等を挙げるとしても、深刻な大災害が発生した場合、その復興事業の初期段階においても、やはり純民間ベースの金融機関だけでは融資リスクが高過ぎるとの判断があっても不思議ではない。そのような

¹⁴ 2012年11月5日実施。

場合にも政府系金融機関によるリスク負担には意味がある。

しかし、如何なるビジネスでも、融資を受ければ事業の成功を通して「期限内」に返済していかなければならない。そのような事業モラルを追求していくためには、過度な助成金（grant）や政府保証（government guarantee）等の提供はそぐわないとも言える。助成金のような支援策の過度な連発が進めば「小さな政府」の原則に反し、国家による「過度な市場介入」を招くため、その実施にあたっては規模・頻度を一定限度内に留めなければならない。

（5）英国の中小企業の成長資金ギャップ

これに対し、日本よりも長きにわたって「小さな政府」を目指してきた英国では、既述のとおり、政府系金融機関の存在そのものが「過度な市場介入」と見られがちであり、その種の金融機関が存在していない理由の一つともなっている。しかし、そのような英国ではあっても、やはり助成金や政府保証の制度は存在している。しかも、「マクミラン・ギャップ」で悩む英国政府は、メガ・バンクに対し、中小企業向け金融の規模的な数値目標の達成を要請する措置も取った。結果は対前年比で未達となったが、これではかなり露骨な「市場介入」とも言える。

言うまでも無く、メガ・バンク側としては、国際的に活躍するグローバル大企業への大規模融資であれ、中小企業への小規模融資であれ、当該融資の実行に要する手続きに大きな隔たりが無いため、「費用対効果」を考えれば、どうしても大規模融資に傾くことになる。既述のとおり、日本に比べ、英国では全口座数に占めるメガ・バンクの割合が実に85%前後もの高レベルに達しており、明らかに寡占状態となっている（前掲図－1）。これらメガ・バンクの主要対象範囲よりも小規模な範囲にある「マクミラン・ギャップ」がなかな

か解消しないでいる構造的な背景もここにある。

既に少し触れたように、英国には中小企業向け専門の政府系金融機関が存在しないため、新規立ち上げを目指す起業家や「離陸途上」の段階にある企業への資金提供はエクイティ・インベストメントがカバーするケースも多く、その点が日本とは異なる特色となっている。しかし、それは融資でなく、投資であるから、当該事業の伸び率が高いと見込まれる期待値の大きい分野のプロジェクトに向けた資金提供に限られることになる。

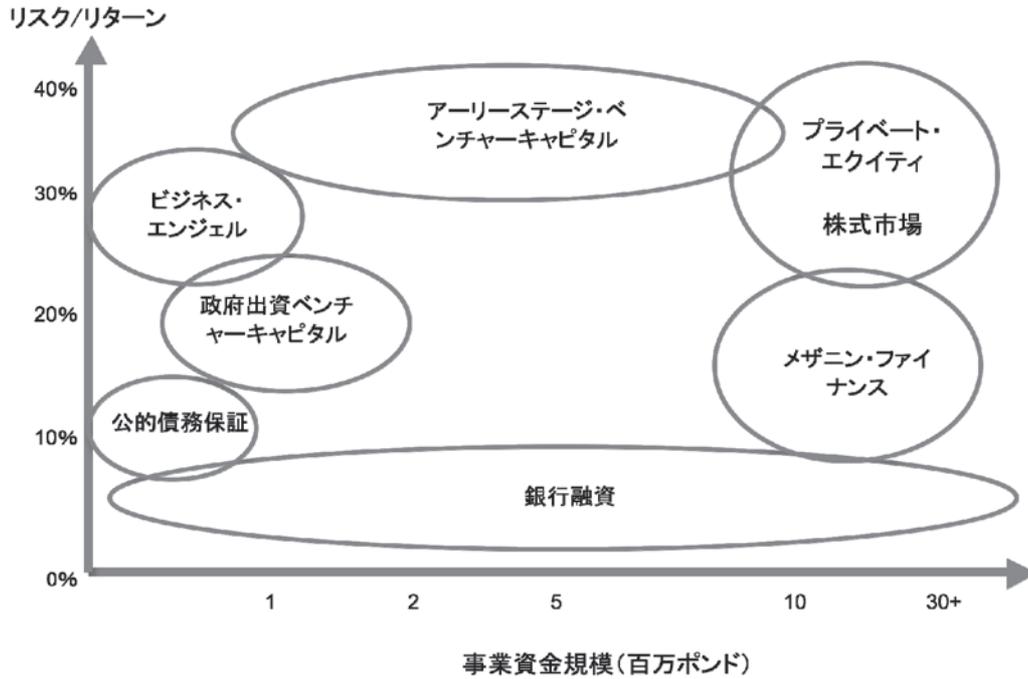
言い換えれば、取り立てて高い伸び率を目指していないものの「それなりの安定経営」を旨とする中小企業（その多くは「マクミラン・ギャップ」のレンジ内）へのエクイティ・ファイナンスが不足する結果になる。いずれにせよ、将来の高い伸び率を見込んでくれる金融機関に出会えない限り、大多数の中小企業や新設企業がこの「ギャップ」を越えることは容易でない（図－2）。

（6）日本の「融資エスカレーター構造」

日本の場合、政府系金融機関からの優遇取引のみに絞らなくても十分に商業ベースに乗る見込みのプロジェクトを獲得できるようになった企業は、純民間ベースの金融機関からも融資を受けられるように育っていく。当該企業の地元できめ細かい金融サービスを提供する信用組合や信用金庫が各地に存在しており、さらに大規模な事業資金が必要となれば、地方銀行からの融資獲得を目指すことになる。そして、巨大な商業銀行（メガ・バンク）からの融資を受ける段階から先は国際的なグローバル大企業化に向かう企業も現れる。

また、高い伸び率を目指すよりも安定的な存続を第一目標とする企業に継続的融資を実行する金融機関も英国より充実している。このように、設立直後の個人企業が後に国際的グローバル大企業化していくまでの各段階で金融機関側の与信リスクや「費用対効果」が異なるのは当然であるが、

図-2 英国の中小企業の成長資金ギャップ



出所：Department for Business, Innovation and Skills (2009) “The Provision of Growth Capital to UK Small and Medium Sized Enterprises”, November 2009

それぞれの段階で対応する専門的な金融機関が各々の業務範囲の中で資金支援を目指す「融資エスカレーター構造」のような仕組みが日本型モデル下の金融制度（図-3）の中に含まれていると言っていい。ここで示した図は、その理解に供するため、隙間の無いエスカレーター構造の在り方を視覚化する目的で作成したものであり、言わば概念図として工夫してみたものである。リスクの大小と「費用対効果」に対応する構造的な特徴を「リターン÷リスク」（縦軸）と「事業の成長ステージ」（横軸）で示してみたイメージである。したがって、各段階を担当する金融機関がそれぞれ取り扱っている融資案件の単位当たり規模の実績に厳密に基づいて作成したものではない。

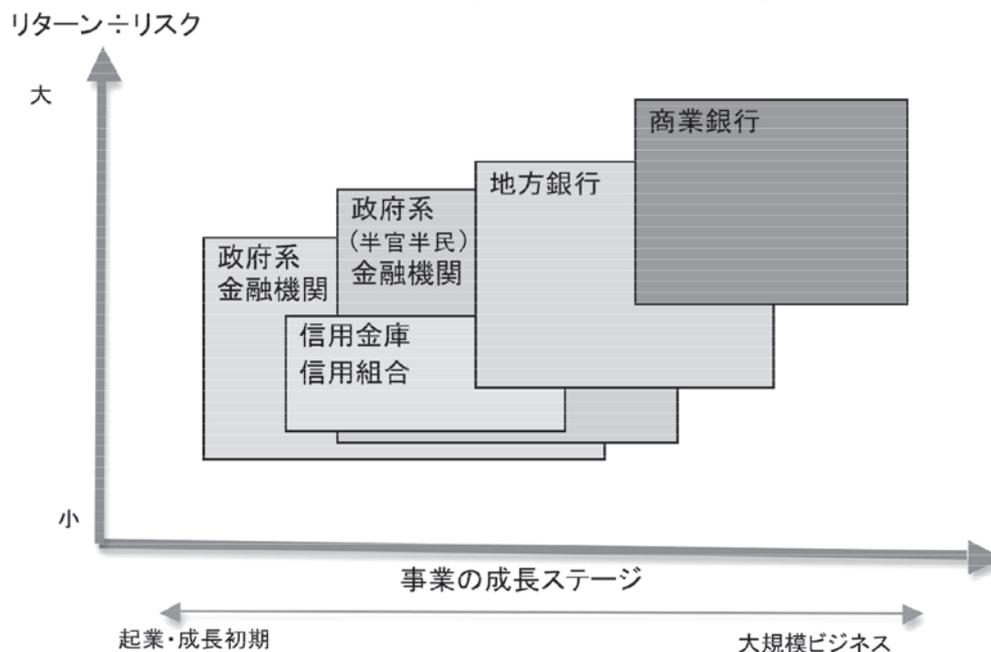
縦軸の「リターン÷リスク」は下端に近いほど実績に乏しい小規模な事業であることを示し、純民間ベースの商業金融機関にとって与信判断上の対応の難しい高リスク案件であることを示す。横軸の「事業の成長ステージ」は左端に近いほど実

績に乏しい段階にあり、純民間ベースの商業金融機関にとっては対応の難しい高リスク案件であることを示す。

政府系金融機関に関して補足すれば、日本公庫（政府全額出資）は長期資金の融資に特化しているため、短期運転資金の融資等も実行している商工中金（半官半民）との関係では、日本公庫の右上方に商工中金の位置を重ねるのが実態に合っていると考えられる。また、純民間金融機関に関しては、信用組合（以下「信組」）と信用金庫（以下「信金」）では、信組の方が信金より小口と思われる。しかし、ここでは大まかな営業エリアで見ることとして、市町村単位の「信金・信組」、都道府県単位の「地銀」、全国レベルの「商業銀行（メガ・バンク）」という括りで考えてみたい。

エスカレーター構造も織り込み縦軸（リターン÷リスク）から見た配置を考えれば、信金・信組は明らかに政府系金融機関の取り扱う最大規模の融資案件より小口の案件を取り扱っているため、

図-3 日本の「融資エスカレーター構造」



資料：KRA 作成。

図中の信金・信組の「上辺」は政府系金融機関より下方に位置すると考えられる。他方、受容可能な高リスクの範囲（限界）は図中の「下辺」の位置を決定するが、民間ベースの信組・信金のリスク受容可能範囲は政府系金融機関ほど高くないと考えられるため、その「下辺」は政府系金融機関を若干上回る位置にあると考えられる。

(7) 「官業の民業圧迫」を巡る考え方のズレ

言うまでも無く、このような制度でも不況等の危機的状況下では「貸し渋り」や「貸し剥がし」等の問題も起こる。そうなれば、再び政府系金融機関の出番も増える。そのため、政府系金融機関を巡る社会的評価の推移を見れば、景気が比較的順調な場合には「不要論」が語られがちとなり、不況や自然災害等で危機的状況に直面すれば「有用論」の聲が強まる傾向がある。

また、日本型のシステムには「官業の民業圧迫」という問題が生じる。政府系金融機関の取り扱い案件の一部が民間の金融機関で取り扱う案件と重複してしまうことで競合するようになり、国家に

よる保護を受けていることで優位な立場にある政府系金融機関が民間側の事業機会を奪ってしまうというケースである。

それを防ぐための制度的な工夫・努力の一つは、政府系金融機関の年間収益規模を一定限度内に規制することや、その融資案件の取り扱い分野を限定すること等であるが、融資現場で見れば、特に「分野の限定」等が必ずしも完璧に機能するわけではない。そもそも、個々の事業案件は有機的に相互関連しており、完全に「独立」または「孤立」して存在し得る案件はほとんど無いため、現場ではどうしても取り扱い分野の曖昧な「限定」となりがちである。その意味では、日本の政府系金融機関の機能そのものが民間金融機関と相互補完的に存在していると言うよりも、重複的な存在になっているとの批判の聲も聞かれる。

英国政府が自国のメガ・バンクを対象に「中小企業向け融資の目標値達成」を要請したことや、中小企業支援策として助成金に頼りがちである事実を「過度な市場介入」と見做すのであれば、日本の政府系金融機関の融資現場に見られる「民業

圧迫」の問題もまた、英国側が恐れる「過度な市場介入」との批判に甘んじなければならないかもしれない。両国のこれまでの経験は、どちらの路線を採ってみても「完璧な制度」の構築は事実上、不可能であるとの教訓であり、いかに「ベスト」に近い仕組み（セカンド・ベスト）を生み出せるかという現実的な課題を提起している。

いずれにせよ、英国では例のリーマン危機以降にますます「マクミラン・ギャップ」を問題視する声が高まっているが、それをカバーし得る政府系金融機関の創設という発想がほとんど無いことから、このギャップを埋めるための具体的な解決策の提案に驚くほど欠けており、不毛な議論が繰り返されるだけとの印象を受ける。

本論考では詳述を避けるが、このような社会的現象は英国のメディアや議会での論議の推移を見ても、過去数十年間にわたって延々と続いてきたことが分かる。もちろん、リーマン危機直前まで「サブ・プライム・ローン」等が横行していた「金融バブル期」の英国では、必要以上に安易な融資実行が横行していたことから、「マクミラン・ギャップ」への問題意識も希薄になっていた。また、英財務省の経済分析官の中には、「景気さえ回復すれば、このようなギャップ問題も危機以前のように解消されるだろう」と語る向きもあった。しかし、それではあたかも「金融バブル」の再現を望むことになりかねない。

しかし、日本のように各企業の発展段階に沿う形で段階ごとに連綿として専門金融機関が存在するシステム下では、明確な形での「マクミラン・ギャップ」は存在しない。少なくとも、FSBのような民間の中小企業団体は、筆者のインタビューに対し、「日本の中小企業金融システムは英国よ

りも遥かに先進的だ」と認めている¹⁵。

(8) ビジネス・バンク(Business Bank)構想

英国政府が構想する新設金融制度「ビジネス・バンク」(Business Bank)とは、もともと一部の専門家の間で設立の必要性が論じられていたアイデアであるが、リーマン危機の発生後に政府方針として取り上げられることになった。危機の発生そのものは労働党下にあった前政権時代のことであるが、その後に野党となった労働党側でも報告され、キャメロン現連立政権下で政策方針となった。この構想については、FSBを含む民間側の複数の機関からもレポートが上がっている。

同構想は中小企業への金融支援を単一の機関に統合し、民間資金を誘致して最高100億ポンド(126億4,900万円前後に相当¹⁶)までの新規・追加融資を行う制度とされるが、2012年末現在では未だ詳しい構想内容がほとんど知られていない。2012年12月5日付の予算案(Autumn Statement)の公表で「ある程度」の枠組みが示されると期待されていたが、その予算案の中でも「ビジネス・バンク」の部分については、追って同月中に発表される予定とされて延期となり、結局、クリスマス前には間に合わなかった。一般的には、この構想は一応、政府側から10億ポンド(約12億6,000万円強に相当¹⁷)、民間側からも10億ポンドの計20億ポンド(約25億3,000万円弱に相当¹⁸)を拠出する半官半民型ホールセール金融の新制度になるとされている。

筆者による財務省の分析官やBIS、FSB等へのインタビューで2012年11月までに得た情報では、同構想の具体的な内容は政府内でも未だ固まっておらず、なおも真剣にFSB等の中小企業側と協議

¹⁵ 2012年11月8日実施。

¹⁶ 脚注7に同じ。

¹⁷ 脚注7に同じ。

¹⁸ 脚注7に同じ。

継続中である。英国政府内では米国の制度をモデルに構想中ということであったが、その他にドイツの制度もかなり参考にしているという。これら以外にも、シンガポールやオーストラリア等の制度を研究中とのことであったが、日本の制度については官民共に「研究していない」との回答を得た¹⁹。日本の国際的地位の地盤沈下の深刻さに改めて驚かされたが、依然、巨大な経済規模を持つ日本の制度と実績について研究していないというのは明らかに問題である。

5 日本で奏効した傾斜生産方式

重要なのは、経済・社会の一つひとつの要素がそれぞれ完全に独立して成り立っているのではなく、相互に有機的に関連し合いながら機能しているという事実である。

立ち上げ後の事業を拡大・発展させていく途上の一つひとつの段階でそれに見合った専門性を発揮できる各種金融機関が「連綿」と繋がっていくように整備されてきた日本の伝統的な発想と制度に見られる特色は、その「連綿」あるいは有機的な「繋がり」を重視するという発想面で過去の戦略的な成長促進策にも見られる。例えば、第二次世界大戦直後に経済復興策としてスタートした「傾斜生産方式」（閣議決定は1946年12月）もその実例の一つと言える。

言うまでも無く、終戦直後の日本でも地下資源が圧倒的に乏しいという国内産業事情については十分に知られていた。しかし、それでも敢えて石炭と鉄鋼が資材や資金の面で重点的に支援されることになった。その結果、一時期には社員が50万人を超える炭鉱会社も出現した。

その反面、埋蔵量の限界が見えており、いずれ石炭産業の限界も来るのは分かっていた。それで

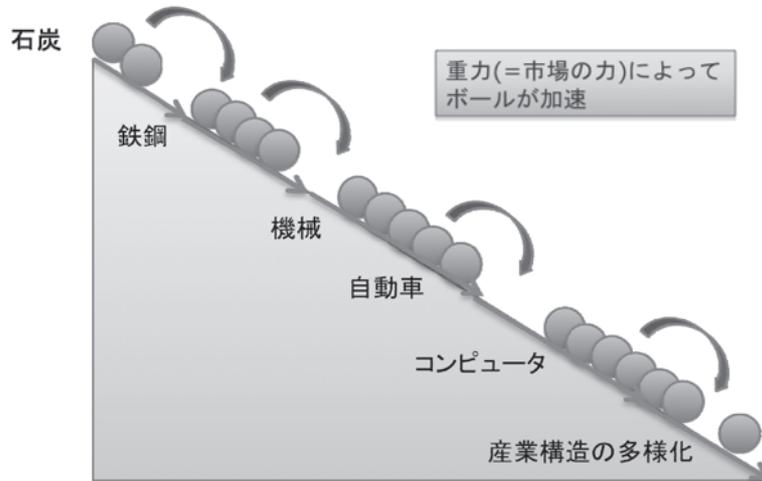
も、なお、石炭産業が鉄鋼と共に支援対象とされたのは、その発展によって電力、化学、機械等の生産需要が拡大し、さらに個々の部品生産分野や素材産業の発展、技術開発のニーズ拡大等の「産業の裾野」が広がっていくと期待されたからであった。その結果、造船から自動車製造に至るまでの幅広い産業分野の復興・拡大が実現していくことになった。

この産業振興戦略は「市場における自然牽引力」に期待をかけるものであった。そして、その「牽引力」を物理学用語の「重力」になぞらえ、「傾斜生産方式」と呼ばれるようになったという。あたかも丘の頂上に「石炭・鉄鋼分野への重点的支援」というボールを置けば、そのボールが「重力」の作用、つまり「市場の自然牽引力」で坂道を加速して転がり始めるように産業界が加速度的にスピードを上げて復興・発展し始めるというイメージだったという（図－4）。このように、様々な産業分野の振興策を「傾斜生産方式」という統一かつ底上げ的な政策概念に組み込んで考える方針は、1970年代半ばまでのコンピュータ分野のキャッチ・アップ支援まで続いたとされる。他方、日本の政策はポジティブな意味であれ、ネガティブな意味であれ、様々な観点から「護送船団方式」、「日本株式会社」とも呼ばれることになった。

確かに、当時の日本政府は各産業分野とも国際競争力がつくまで貿易の自由化を避け、実力のついた分野から逐次自由化していった。したがって、そのことに気づいた欧米諸国から非難の声が高まり、いわゆる「貿易摩擦」や「貿易戦争」とまで言われる外交政策的困難も伴う結果になった。競争力の弱い産業分野は国家による保護を続け、個別に貿易自由化に踏み切っていくのは既に国際市場を席卷するだけの競争力を備えた分野からであったため、海外から見れば「日本産業界が一人

¹⁹ 2012年11月8日実施。

図-4 日本の傾斜生産方式モデル



資料：KRA 作成。

勝ち」する結果になるのは「当たり前」であり、「アンフェアだ」ということになる。そのような政策が続いていた時期には、海外からの批判として「もっと自由化せよ」、「自由化のペースを早めよ」、「政府による市場介入をもっと小さくすべきだ」との声が一斉に発せられていた。

しかし、その点はともかく、別の観点から見れば、欧米流の「小さな政府」論に基づく自由化促進策に比べ「非効率的」との批判を浴びていた日本の経済政策も、「重力」になぞらえたマーケット・フォース（市場の自然牽引力）に期待する戦略を採ったという意味では、欧米的価値観に立ってみても、意外に「効率性に優れた戦略」だったと言ってもいい。筆者がこの点について国際会議で強調する度に「その政策に学ぶべき」という声も聞かれることが少なくない。

これに対し、「傾斜生産方式」の英訳語は「Priority Production Method」とされている。言い換えれば、単に「特定の優先的産業分野のみを支援する方式」という意味に解釈される訳語となっており、「傾斜」や「重力＝市場の自然牽引力」という概念に欠けてしまっている。これは不正確な理解に基づく誤訳と言う他ない。にもかかわらず

ず、そのような誤訳・誤解に基づくアプローチ（振興策）が海外で実施されてきた。例えば、英国の場合、自国が得意とする男性用ファッション業界や航空機産業をさらに強化する支援策の実施に踏み切ったこともあったが、残念ながら、それらの分野の振興によって「重力＝市場の自然牽引力」を借りながら他の広範な分野に「産業の裾野」を拡げていくという考え方が欠如していた。繰り返しになるが、そこに「市場の力」を借りて産業界全体の底上げを図るとというのが日本の考え方の特色だったと言っていい。その意味では、正しい訳語として「Slope Production Method」などとするのがより適切であろう。

6 企業文化の差異に見る

社会的・文化的要因

各企業の経営者や社員が自社の事業の在り方や、取引先・顧客・他社等との関係をどのように考えているか、あるいは企業の社会的使命をどのように考えているか、また政府がそれらを踏まえて産業振興策の舵取りをどのように考えているのか、といった社会的・文化的な価値観は、それら

のシステムの運営や機能の在り方にも大きな影響を与えることは否定できない。その意味では、日本型のシステムであれ、英国型のシステムであれ、ある国で効果的に機能してきたと思われるシステムがあるとしても、それをそのまま別の国に移入しても期待通りに機能するとは限らない。

ここでは、狭義の「金融システム」について観察するのみならず、その周囲の社会的・文化的な側面にも目を向けてみる必要がある。

(1) 「製造業復活」と人材育成問題

リーマン危機後に英国が目指し始めた「製造業復活」への重要な課題としては、まず人材育成のための教育問題が課題となる。

1980年代末までの英国では、他の欧州大陸諸国や日本と比べ大学進学率が目立って低く、15%前後のレベルに留まっていた。これは当時の政治課題の一つとなり、1992年には大々的な高等教育(短期大学、大学、大学院等)改革として、「ポリテクニク」と呼ばれるカテゴリーに属していた高等専門教育機関等を「大学」として認知することになった。もっとも、それ以前の「ポリテクニク」でも大学並みおよび大学院並みの学位を授与しており、一部の「大学」より評価の高い「名門校」も存在していたため、これは単なる数字合わせというよりも実質的に意味のある政策だったと言えるだろう。英国での大学進学率はその後急増したが、最近ではその中でも特に理科系の人材不足が産業界から問題視されるようになってきた。実際、「製造業の復活」を目指すにも、理科系の人材育成は欠かせない。

しかし、より多くの市民に大学レベルの高等教育機会を供与しようとする改革政策は、結果的に個々人の学生にとって授業料高騰等の待遇面で問題を生じさせ、所得の多寡による機会格差が拡大

しているとの批判も聞かれるようになった。海外留学生から高額授業料を徴収するという長年の問題もあったが、これは移民政策という別の課題とも関連しているため、事情が異なる。いずれにせよ、一連の改革以前には少なくとも英国籍の学生に対し「授業料無料」を実現してきた政府の支援には限界が現れた。

結局、1998年には大学の授業料が有償化され、その後も逐次、授業料の「値上げ問題」がメディアを賑わせてきた。2010年には大学側が各校の裁量で大幅な値上げに踏み切ることが可能との見通しとなったため、同年暮れにかけて学生側の暴動まで起こったほどである。折からリーマン危機で景気の低迷や若年失業率の高水準化が続く一方、政府としても財政赤字に直面しながら厳しい緊縮策を余儀無くされているため、この問題は今後も大きな課題として残っていくと考えざるを得ない。

他方、「製造業の復活」を目指すためには、理科系の人材育成の重要性もさることながら、新たな価値観を見直す教育も必要であり、筆者によるインタビューでも財務省やBBAからその点について繰り返し指摘があった²⁰。つまり、若年層が「ロンドンのシティーで金融の最先端に就き、大金を稼ぐのがカッコいい」という従来の価値観を見直し、地味ながらも「ものづくり」の価値を再発見できる方向にもっていく教育が必要となる。

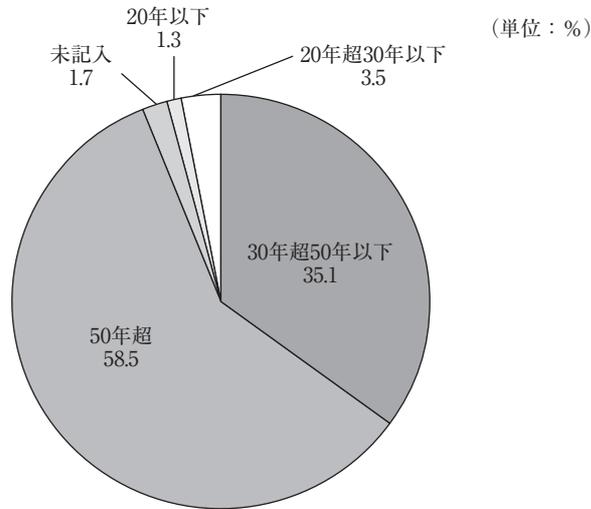
この「地味ながらも」という点については、企業の社会的価値という問題にまで関わってくる。そこで、日英両国それぞれで目に留まった興味深い調査結果を例にとり「企業の寿命」あるいは「企業の平均年齢」という問題に触れてみたい。

(2) 「企業の寿命」観の相違

日本の場合、例えば、東京商工会議所の会員となっている中小企業を対象とする調査結果では、

²⁰ 財務省とのインタビューは2012年11月8日実施。BBAとのインタビューは2012年11月5日実施。

図-5 「中小企業金融に関するアンケート調査」回答企業の業歴



資料：東京商工会議所中小企業金融専門委員会（2012）「中小企業金融に関するアンケート調査結果」（2012年8月）

「30年超」という業歴を持つ企業が93.5%を占め、「50年超」でも58.5%と約6割にも達している（図-5）。また、金融機関との取引年数が「20年以上」とされているのが88.7%と9割前後にも達している（図-6）。

これに対し、英国ウォーウィック大学大学院ビジネス・スクールの中小企業センター（Centre for Small and Medium-Sized Enterprises of Warwick Business School）による調査では、多民族化の進んでいる経営者の文化的背景によって多少の差異が見られる。つまり、白人系英国人の経営者による平均業歴年数が20.6年、インド系が17.6年、パキスタン系13.8年、パングラディッシュ系11.5年、カリブ系10.8年、アフリカ系10.5年となっている（図-7）。一般的には英国企業 の平均寿命は「約17年」とも言われており、ここに掲載したデータではインド系経営者の業歴がほぼ平均水準に近いのかもしれない。このように見れば、日系企業の間では長期的・持続的な経営がより一般的となっており、世代を超えて継続されること

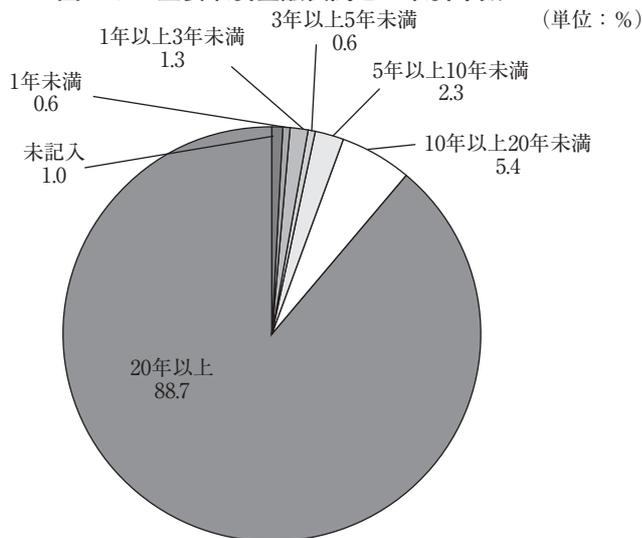
も珍しくない。国際的に見ても、200年以上の業歴を持つ先進国企業の半数前後を日本企業が占め、中には1千年以上もの業歴を有する日本企業もあるという。

言うまでもなく、最近ではIT化の進展を背景に日本でも「企業短命化」や「企業の寿命10年時代」、「今や寿命はわずか5年」との声がトレンドになっている面もあるが、これは「企業」や「業歴」の定義の問題とも絡んでくる。特定の個人であっても、事情によっては複数の零細企業を設立したり、閉鎖したり、あるいは一つにまとめてみたり、という経営行動を見せているケースもある。特に企業設立時の最低資本金ルールが緩くなり、「1円」でも設立可能になってからは、企業の設立・閉鎖が非常に容易になったため、そのような行動パターンも増えている。

英国でも、特に最低資本金ルールが緩くなり、「1ポンド」（2012年平均レートでは126.49円²¹）でも可能になってからは、いわゆる「休眠会社」（dormant companies）が急増したとされる。また、

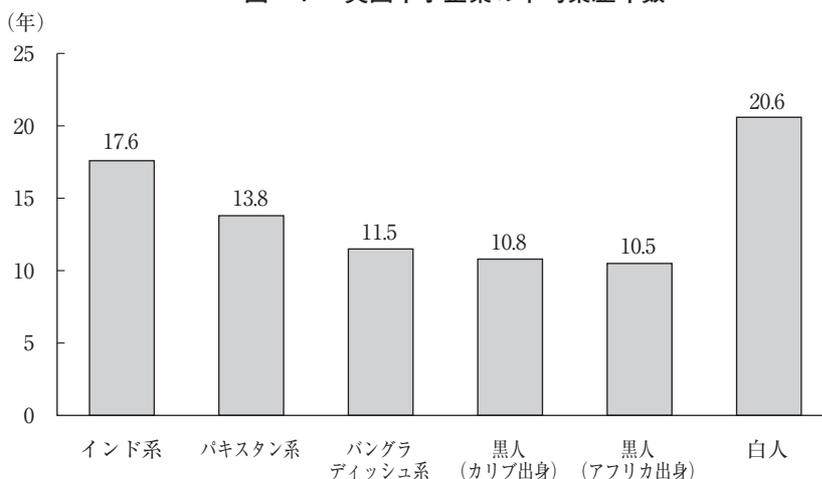
²¹ 脚注7に同じ。

図-6 主要取引金融機関との取引年数



資料：図-5に同じ。

図-7 英国中小企業の平均業歴年数



出所：Fraser, Stuart (2005) "Finance for Small and Medium-Sized Enterprises: Comparisons of Ethnic Minority and White Owned Businesses", Centre for Small and Medium-Sized Enterprises, Warwick Business School, University of Warwick, 2005
 (注) 経営者もしくは株主の過半数の人種で分類。民間企業のみ。

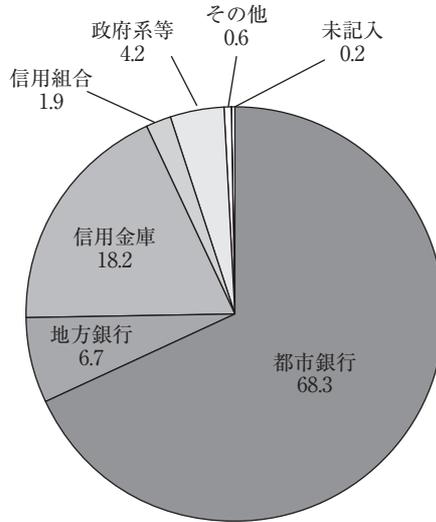
タックス・ヘイブン（租税回避地）との関連等では、いわゆる「ペーパー・カンパニー」と呼ばれる存在もある。このように、業歴が実質的にゼロに近い存在が数字上は非常に増えているため、平均業歴年数の算出にあたって単純に「企業数」だけで割るような計算をすれば、どの国籍の企業も「平均寿命」が目立って短期化し、国別の差も見えなくなりつつある。この傾向は平均値であれ、

中央値であれ、同じことである。

しかし、ここで論じているのは実質的な事業を継続する意思と実態が認められる企業についてのものであり、どのようなデータを選択して比較するかについて注意を要する。言うまでも無く、既述の東京商工会議所所属の中小企業対象の調査結果がストレートに平均像を反映していると言えるかどうかには疑問も残る。実際、当該調査では

図-8 主要取引金融機関

(単位：%)



資料：図-5に同じ。

対象企業の過半数が巨大な商業銀行としての都市銀行（メガ・バンク）を主要取引先としており（図-8）、これは全国平均と大きく異なる。しかし、それでも英国の都会では「30年超」の業歴が9割以上、「50年超」が約6割、というような結果は如何なる状況下でも考えられない。実際、日本の様々な地方で中小企業の経営者が「企業の使命は存続すること」だと考え、「社長以下の社員の使命は後任を育てること」だとする価値観を大切に守っているケースをしばしば見掛ける。

他方、英国では実質的な平均業歴年数が何年であれ、「17年」という業歴を超えれば経営者が「リラックス」してしまう社会心理的な問題を指摘する声もある。17年の業歴を超えた企業であっても、その経営者が個人的に引退を考えるだけならともかく、自らの引退と同時に当該企業そのものも閉鎖してしまうケースが少なくない。これでは、金融機関としても20年の長期設備資金の融資までは実行のしようが無い。

特に、リーマン危機後の英国で「製造業の復活」を目指すのであれば、長期設備資金の融資が実質的に存在し得ない社会的・産業的環境ではどうに

もならない。そのような状況下、英国では長期設備資金の必要な製造工程を含む「製造業」と言うよりも、自らは新商品開発の設計に特化し、実際の製造工程は中国等に委任する形態の「製造業関連」のオフィスも増えている。これは「ものづくり」と言うよりも「サービス産業」に近い形態とも言える。バランスのとれた産業構造を取り戻すために「製造業の復活」を目指すと言っても、実質的にサービス業と類似した「製造業関連」がある程度まで拡大したところでバランスを取り戻せるかどうかは疑問である。

(3) 「靴屋さん」の存在意義

この問題との関連では、中小企業の価値評価を「伸び率重視」に置き過ぎれば、やはりバランスを欠くと言っている。分かり易い例で言えば、都会から離れた「村」規模のコミュニティーの場合、その村の入り口付近には「靴屋さん」があるというのが「相場」だったという。その「靴屋さん」は基本的に村周辺の地域住民を固定的な顧客対象としているため、高い伸び率を目指して経営しているのではなく、その「靴屋さん」の家族や従業員

員等の関係者の生計を立てると共に、地域住民の便宜に供する目的で経営を続けている。顧客側から「靴屋さん」に支払う対価についても、その「靴屋さん」が顧客に対して提供する財・サービスへのフェアな評価と謝意の意味を含んでいる。したがって、その経営者が個人的に「靴屋さん」の仕事から引退しても、「靴屋さん」自体は後継の経営者によって存続し続けることが社会的付加価値を生んでいることにもなる。

ところが、伸び率のみを重視すれば、チェーン店経営の大規模グループのみが市場を席捲することになり、「費用対効果」の高い都会に集中していく傾向を持つ。その結果、村の「靴屋さん」が消滅していき、地域住民もわざわざ遠い都会まで出かけなければ用を足すことができなくなる。これは顧客側にとって交通コストの増大等の問題も含めて「費用対効果」の低下に繋がりがかねない。

もちろん、大規模チェーン店システムが無価値だと言え事実反する。マーケット・フォースに任せるならば、やはり、より「費用対効果」の期待できる大規模経営が伸びるのは当然であり、そのことが顧客に対しても「より良質」の財・サービスの「より安価」な提供に繋がっていくというのが資本主義経済システムの根幹である。しかし、だからと言って村に住んでいること自体が「費用対効果」に反し、その地域住民全員が都会に住むべきだとの極論には気を付けなければならない。バランスのとれた国民経済の持続的発展を目指すには、特定の都会にのみ人口が過度に集中することはその妨げにさえなりかねない。このように、ミクロ的に見ても、マクロ的に見ても、「靴屋さん」の存在意義もまた過小評価できない。

いずれにしても、実質的に「世界最大のタックス・ヘイブン」とも言われるロンドンの金融特区シティーへの憧れ一辺倒から、地味ではあっても「ものづくり」にも価値を見出せる価値観が必要と言える。

7 日英ハイブリッド・システム

構築の意義

日本型のモデルの場合、個々の中小企業がその立ち上げから国際的なグローバル大企業に発展するまでの各段階で専門的な金融機関が連綿と支援を引き継いでいくことを前提とするシステムがそれなりに成り立ってきたとすれば、「傾斜生産方式」のように産業界全体のバランスのとれた経済発展への各段階で継続的に「市場牽引力」に期待する立案があったことも、中・長期的ビジョンの存在という意味では、共通する発想だったと言えるかもしれない。

これに対し、英国では一部のマイクロ・ファイナンスや寡占状態にあるメガ・バンクの大型融資が突出する傾向の中で「マクミラン・ギャップ」に象徴されるような中間規模融資の不足という「深い溝」(a yawning gap)が残り、中小企業の深刻な資金不足が未解決のままになっている現実がある。また、その根底にはマーケット・フォースによる産業発展を尊重する根強い価値観があり、政府側が波及効果の大きい特定産業分野に計画的・戦略的に支援を集中していくような「傾斜生産方式」を「市場介入」と解して警戒する空気が伝統的であった。にもかかわらず、他方では現時点で強力な産業分野や将来の急発展への期待値が高い分野への支援を集中する中、支援策の波及効果がしっかりと論議されていないため、他の産業分野が積み残しになりがちな英国型モデルの弱点も浮き彫りに見える。

一方、日本の企業活動や、その支援システムとしての金融制度の在り方が国際競争力を高めていくためには、プロジェクトごとのリスクと将来性を見極める「目利き」の能力向上が望まれる。そのような「目利き」の能力は、エクイティ・ファイナンスの強化にも繋がる。激変する昨今の経済

情勢下で日本の中小企業もまた海外展開を避けて通れない事態が強まりつつある中、英国で発展してきたエクイティ・ファイナンスのノウハウの導入にも努力する一方、日本企業に分かりやすい価値観と、それに基づく金融システムの在り方を国際社会に拡大していくことも、結果的に海外展開に乗り出し易い国際経済環境の構築に繋がるのは明らかである。

他方、英国にはニューヨークに並ぶシティーという巨大金融拠点があり、政治・経済・安全保障面でも国際金融市場を通して世界的な影響力を持っている。このため、英国にもリーマン危機以降の世界的復興への牽引車としての役割を期待しなければならない。言い換えれば、英国の失敗は悪影響が大き過ぎる。

実際、このことは英国がリーマン危機で最も深刻な打撃を受けた国の一つであり、そのダメージがドバイ危機等との甚大な相互波及効果をもたらし、中東・アフリカの資源地帯に至るまでいろいろな影響を及ぼす結果になった事実からも明らかだと言っている。そもそも、リーマン危機の直接的な誘発要因となったサブ・プライム・ローン問題等も米国のみならず、英国で根深い問題となっていた。

リーマン危機以降の経済成長率推移を見れば、当初は1973年の第1次石油危機当時や1980年代初頭の第2次石油危機当時、1990年代前半の不動産等のバブル崩壊期、および2000年～2001年の米ITブーム崩壊期等々よりも、むしろ1929年の世界恐慌当時の推移に酷似していた。しかも、世界恐慌後でさえ、さすがに景気後退から10四半期後に「二番底」を打った後で強い回復過程に乗ったが、今回のリーマン危機後の英国経済は18四半期を経過した2012年第3四半期時点でも回復ペースが非常に緩慢であり、依然、ほとんど横這い状態のままとなっている。

2012年7～9月のオリンピック・パラリンピッ

ク開催以降は、特殊イベントの開催効果という一時的要因と共に、ある程度の自律的成長要因も重なり、ようやく上向き傾向が見られるようになった。しかし、それが中・長期的な回復傾向として定着するに至るかどうかは予断を許さない。欧州統一通貨ユーロ圏内外の危機状況の「解決」が当面見込めそうにない中、英ポンド圏はユーロ圏外にあるとは言え、そのような隣接の大通貨圏の経済危機と無関係でいられるわけではない。

既述のように、英国政府は目下、新たな「ビジネス・バンク」構想の具体化を模索するにあたって米国型モデルを中心にドイツ型モデル、シンガポールやオーストラリアの事例等を観察している。しかし、「ニュー・ノーマル」が語られる大転換点に差し掛かっている現在、英国にとって日本型のモデルも観察・検討してみることは、これまでの欧米型モデルの枠組みを超えた価値観の拡がりを受け入れて抜本的・本質的な解決策を追求する意味で非常に重要だと考えられる。実際、日本型のモデルに英国のエクイティ・ファイナンスの強み等を導入し、さらに両国の経済産業環境を超えた普遍的なハイブリッド・システムを構築することが可能であれば、日英両国以外の経済圏にとっても有意義な再出発になるのは疑い得ない。

マーケット・フォースに任せる場合、中間規模融資の不足が深刻な中小企業向け資金ギャップを生むのは、必ずしも英国のみに限らず、先進国、途上国の双方で共通した現象となっている。それはまさにマーケット・フォースというものの性格に起因する現象だからである。そのギャップをそこまで意識しなかった日本型のモデルは、我が国独自の知恵と工夫の結果であり、「日本発」の価値ある構造と見ることでもできる。筆者は各国共通の産業開発・支援問題の克服を目指し、試みとして「傾斜生産方式」の途上国版を描いてみた。また、それをG20サミット（カナダのトロントで開催）のビジネス・セッションで提案してみたこ

ともあるが、複数の国々から「本格的に検討してみたい」との声が聞かれた。それは、日本型のモデルをそっくりそのまま途上国に導入するのではなく、相手国市場の固有の事情を考慮したハイブリッド型の新構想として造り出すアイデアであった。英国は先端的な第三次産業にシフトした先進

国経済の典型例であるため、途上国とは別のスタイルのハイブリッド構想が必要となるのは言うまでもない。

筆者は英国側のエキスパートや政策立案担当者とその可能性について協議したいと考えている。本稿の読者の知恵も大いに求めたい。

<参考文献>

小松啓一郎 (2006) 『複眼思考：忍び寄る国際経済危機～英国からの検証』 ジェトロ

東京商工会議所中小企業金融専門委員会 (2012) 「中小企業金融に関するアンケート調査結果」 (2012年 8月)

Bank of England (2012) “The Funding for Lending Scheme”

(http://www.bankofengland.co.uk/markets/Documents/explanatory_notefls120713.pdf; <http://www.bankofengland.co.uk/markets/Documents/marketnotice120713.pdf>; <http://www.bankofengland.co.uk/markets/Pages/FLS/data.aspx>)

Business Growth Fundホームページ (<http://www.businessgrowthfund.co.uk>)

Department for Business, Innovation and Skills (2009) “The Provision of Growth Capital to UK Small and Medium Sized Enterprises” (<http://www.bis.gov.uk/files/file53698.pdf>)

——— (2012a) “Boosting finance options for business: Government response to the industry taskforce”, March 2012 (<http://www.bis.gov.uk/assets/biscore/enterprise/docs/b/12-669-boosting-f>)

——— (2012b) “Boosting finance options for business: Report of industry-led working group on alternative debt markets”, March 2012

(<http://www.bis.gov.uk/assets/biscore/enterprise/docs/b/12-668-boosting-finance-options-for-business.pdf>)

——— “Enterprise Finance Guarantee”, Department for Business, Innovation and Skillsホームページ

(<http://www.bis.gov.uk/efg>)

Federation of Small Businesses (2012) “2012 FSB Budget submission”, March 2012 (<http://www.fsb.org.uk/frontpage/assets/2012%20budget%20submission.pdf>)

Fraser, Stuart (2005) “Finance for Small and Medium-Sized Enterprises: Comparisons of Ethnic Minority and White Owned Businesses”, Centre for Small and Medium-Sized Enterprises, Warwick Business School, University of Warwick

HM Treasury, “National Loan Guarantee Scheme”, HM Treasury ホームページ

(<http://www.hm-treasury.gov.uk/nlgs.htm>)

Office of Fair Trading (2010) “Review of barriers to entry, expansion and exit in retail banking”, November 2010